

## ■よくあるご質問

### 【技術検定の受検資格の見直し】

- Q 1 令和6年度の技術検定について、例年であれば受検申込みが令和5年度中（施行日（令和6年4月1日）より前）に行われる検定種目もあると思いますが、その場合の受検資格の適用は改正後の制度が適用されるということでよいでしょうか。
- A 1 ご理解のとおり、改正後の制度が適用されます。  
※令和6年3月31日以前に受検申請となる検定種目は、各指定試験機関のホームページで確認をお願いします。
- Q 2 第1次検定を受検する場合、受検日に年齢要件を満たしている必要はありますか。
- A 2 受検をされる年度の年度末（3月31日）時点で満年齢が受検資格として認められている年齢要件を満たしていれば、受検日に年齢要件を満たしている必要はありません。
- Q 3 施行日（令和6年4月1日）より前に第1次検定に合格している場合、第2次検定受検資格要件である、第1次検定合格後の実務経験の起算日は施行日以降となりますか。
- A 3 施行日より前でも、令和3年度以降の第1次検定合格後の経験を実務経験として算入できます。
- Q 4 経過措置期間（令和6年度から令和10年度の技術検定）は、従来の受検資格で受検可能ですか。
- A 4 令和6年度から令和10年度の技術検定では、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能です。  
なお、経過措置期間は、制度改正前の受検資格と制度改正後の受検資格のどちらでも2次検定受検が可能です。